

令和6年度都留市地域公共交通会議及び 都留市地域公共交通活性化協議会 第1回会議

日 時：令和6年6月27日（木）

午後1時30分から

場 所：都留市役所3階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 報告事項

- （1）令和5年度市内路線バス事業及び予約型乗合タクシー事業について
- （2）令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

4. 協議事項

- （1）地域公共交通計画認定申請書について
- （2）都留市地域公共交通計画について
- （3）公共交通の再編案について

5. その他

6. 閉 会

資料1：令和5年度市内路線バス事業及び予約型乗合タクシー事業実績報告

資料2：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表

資料3：地域公共交通計画認定申請書

資料4：都留市地域公共交通計画

資料5：AIデマンド交通実証運行について

資料6：公共交通の再編案について

都留市地域公共交通会議委員名簿（令和5年6月26日～令和7年6月25日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名	備考
1	学識経験者	都留文科大学准教授	鈴木 健大	
2	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	水越 洋	新規（R6.4～）
3		都留市小中学校校長会長（谷村第一小学校）	大竹 太	新規（R6.4～）
4		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	相川 義美	
5	住民又は利用者を代表する者	市民代表者（公募）	鶴田 寛	
6		市民代表者（公募）	安富 康雄	
7	一般旅客自動車運送事業を営む者及びその関係団体の職員	一般社団法人 山梨県バス協会 専務理事	篠原 勇	新規（R6.4～）
8		一般社団法人 山梨県タクシー協会	菊島 貴	新規（R6.4～）
9		富士急バス株式会社 取締役社長	古屋 毅	
10		富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	木村 尚寛	
11	大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	内藤 公晶	新規（R6.4～）
12	山梨県知事又はその指名するもの	山梨県 知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ リニア次世代交通推進監	矢野 久	新規（R6.4～）
13	山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	服部 陽介	新規（R6.4～）
14	一般旅客自動車運送事業者の運転者の団体を代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	高橋 弥尚	
15	市長又はその指名する職員	市民部長（会長）	鬘櫛 美咲	新規（R6.4～）
16		総務部長（幹事）	山口 哲央	新規（R6.4～）
17		福祉保健部長（幹事）	小宮 文彦	新規（R6.4～）
18		産業建設部長（幹事）	清水 正彦	新規（R6.4～）
19		教育委員会教育次長（幹事）	高山 竜一	新規（R6.4～）

都留市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和5年6月26日～令和7年6月25日）

新 規

No.	区 分	役 職 名	氏 名	備考
1	学識経験者	都留文科大学准教授	鈴木 健大	
2	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	水越 洋	新規（R6.4～）
3		都留市小中学校校長会長（谷村第一小学校）	大竹 太	新規（R6.4～）
4		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	相川 義美	
5	住民又は利用者を代表する者	市民代表者（公募）	鶴田 寛	
6		市民代表者（公募）	安富 康雄	
7	一般旅客自動車運送事業を営む者及びその関係団体の職員	一般社団法人 山梨県バス協会 専務理事	篠原 勇	新規（R6.4～）
8		一般社団法人 山梨県タクシー協会	菊島 貴	新規（R6.4～）
9		富士急バス株式会社 取締役社長	古屋 毅	
10		富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	木村 尚寛	
11	大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	内藤 公晶	新規（R6.4～）
12	山梨県知事又はその指名するもの	山梨県 知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ リニア次世代交通推進監	矢野 久	新規（R6.4～）
13	山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	服部 陽介	新規（R6.4～）
14	一般旅客自動車運送事業者の運転者の団体を代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	高橋 弥尚	
15	その他会長が必要と認めるもの	富士山麓電気鉄道株式会社 取締役鉄道部長	奥田 壮一	
16	市長又はその指名する職員	市民部長（会長）	鬘櫛 美咲	新規（R6.4～）
17		総務部長（幹事）	山口 哲央	新規（R6.4～）
18		福祉保健部長（幹事）	小宮 文彦	新規（R6.4～）
19		産業建設部長（幹事）	清水 正彦	新規（R6.4～）
20		教育委員会教育次長（幹事）	高山 竜一	新規（R6.4～）

都留市地域公共交通会議・協議会席次表

前

会 長(議長)

古 屋 毅 委 員
木村 尚寛 委員
内藤 公晶 委員
矢 野 久 委員
服部 陽介 委員
高橋 弥尚 委員
奥 田 壮一 委員
鬘 櫛 美咲 委員

鈴木 健大 委員
水 越 洋 委員
大 竹 太 委員
相 川 義美 委員
鶴 田 寛 委員
安 富 康雄 委員
篠 原 勇 委員
菊 島 貴 委員

入
口

幹事(委員)				事務局
山 口 哲 央	小 宮 文 彦	清 水 正 彦	高 山 竜 一	地域環境課職員

※奥田委員以外は地域公共交通会議委員を兼ねる

令和5年度市内路線バス事業及び予約型乗合タクシー事業報告

【令和5年度 取組状況】

①都留市循環線

- ・運行内容：路線定期運行
- ・運行本数：（右回り、左回り） 各3本／日
- ・運行経路
（右回り）

都留市駅－都留市立病院前－赤坂－芭蕉月待ちの湯－都留文科大学駅－都留市駅－都留市立病院前
（左回り）

都留市立病院前－都留市駅－都留文科大学駅－芭蕉月待ちの湯－赤坂－都留市立病院前－都留市駅

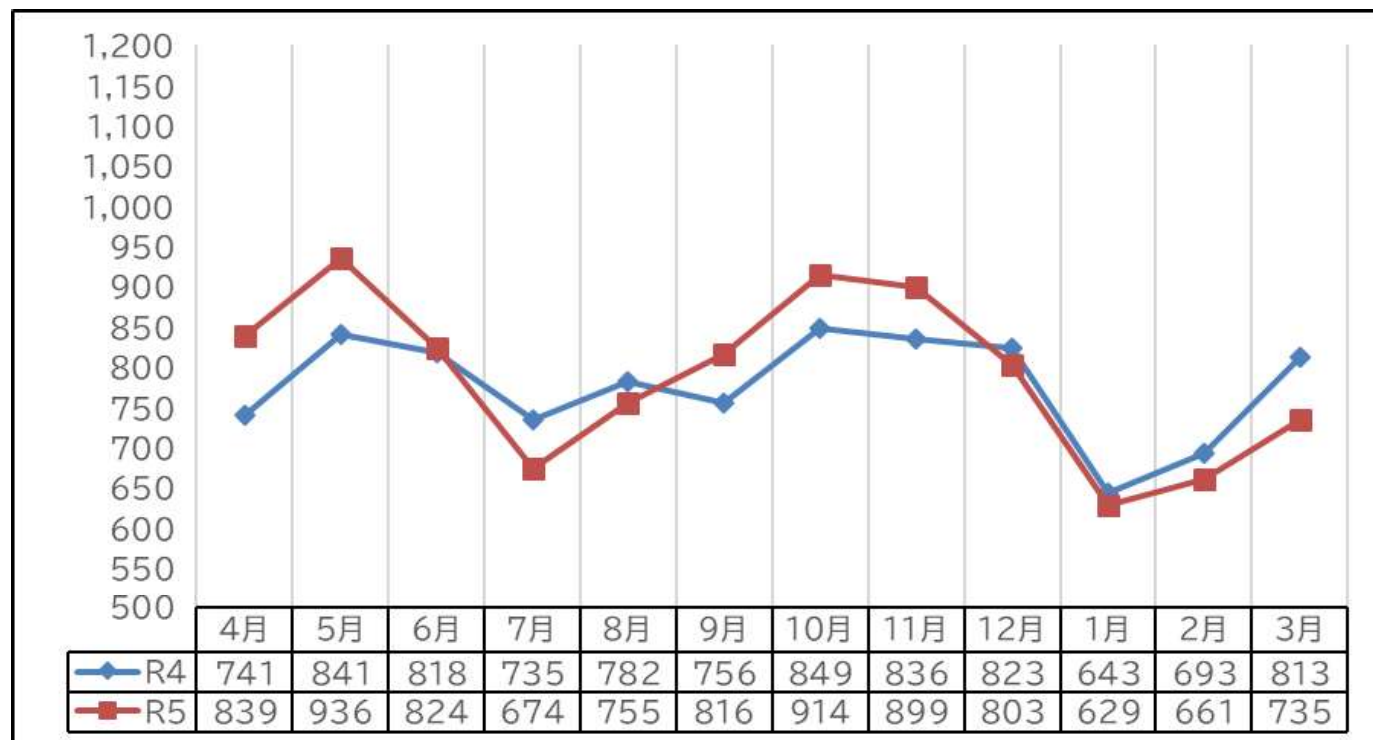
- ・運行日：毎日運行（年末・年始を除く）
- ・料金（一乗車）：大人（中学生以上）200 円、小人（小学生）100 円、乳幼児 無料
- ・運行事業者：富士急バス株式会社

運行実績（令和5年度）

各月の乗車人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	839	936	824	674	755	816	914	899	803	629	661	735	9,485

※令和4年度 9,330 人

R4・R5 乗車人数の比較

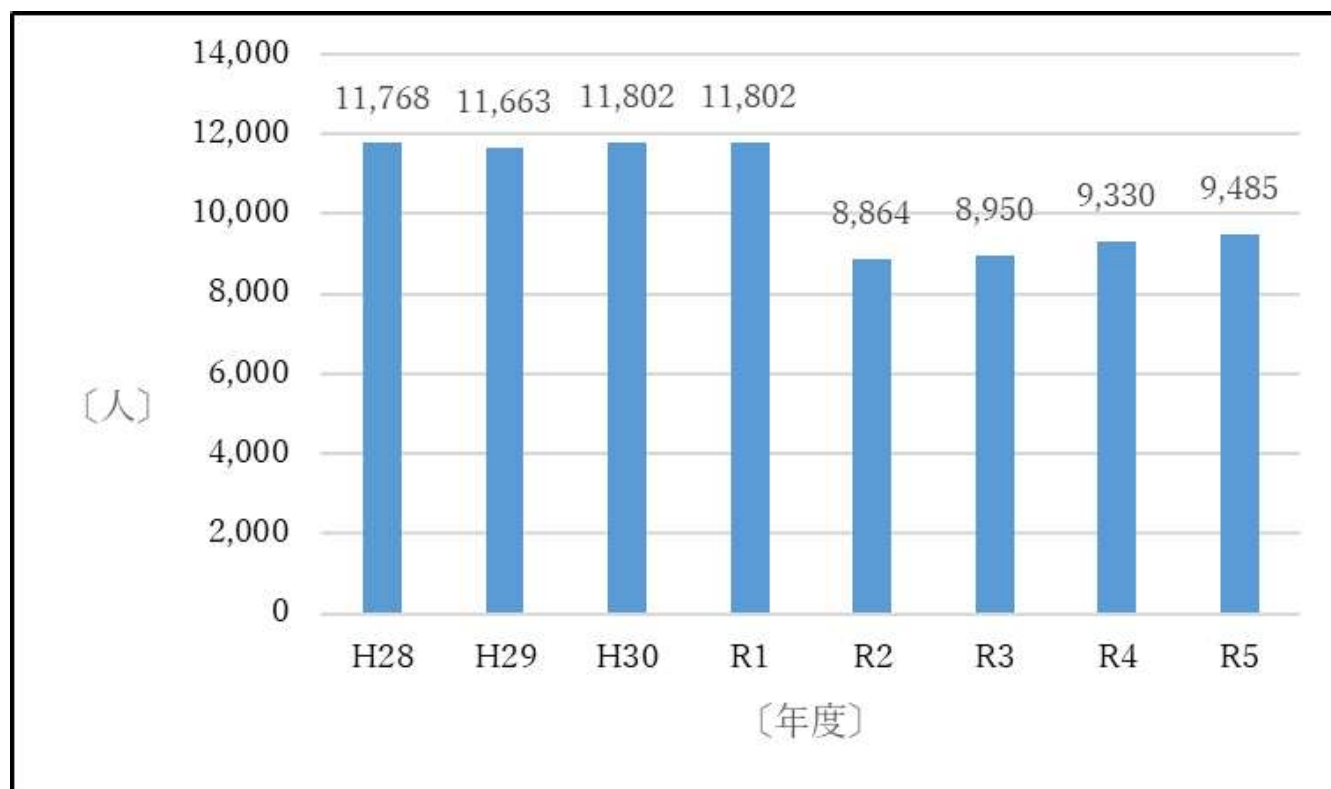


平均乗車人数

	令和5年度												合計・ 平均
1日平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	28	30.2	27.5	21.7	24.4	27.2	29.5	30.0	26.8	22.5	22.8	23.7	26.2
1便平均	4.6	5.0	4.5	3.6	4.0	4.5	4.9	5.0	4.5	3.7	3.8	3.9	4.3
平日(1便平均)	5.2	4.6	4.5	3.9	4.3	4.8	4.9	4.6	4.6	4.4	4.3	4.3	4.5
土日(1便平均)	3.6	5.7	4.7	3.1	3.4	3.9	4.8	5.6	3.8	2.2	2.8	3.2	3.9
左回り1便	6.7	6.6	7.1	5.5	6.1	5.9	6.5	6.6	7.5	4.8	5.6	5.8	6.2
左回り2便	4.5	4.9	4.1	2.9	3.8	5.0	5.8	5.6	5.1	4.1	4.6	4.2	4.6
左回り3便	2.3	3.6	2.3	2.0	2.5	2.6	2.5	2.4	1.6	4.1	1.1	1.2	2.4
右回り1便	3.1	2.8	3.0	2.8	3.3	3.9	4.00	3.5	3.4	4.4	3.7	4.3	3.5
右回り2便	7.1	6.1	6.3	5.2	4.7	6.1	5.5	5.0	4.1	4.6	4.8	4.6	5.3
右回り3便	4.3	6.2	4.8	3.5	3.9	3.7	5.2	6.9	5.0	3.3	3.4	4.00	4.5

左回り1便 … 都留市立病院前 9時35分発
 “ 2便 … “ 13時30分発
 “ 3便 … “ 17時45分発
 左回り1便 … 都 留 市 駅 7時25分発
 “ 2便 … “ 11時30分発
 “ 3便 … “ 15時30分発

年度別乗車人数の推移



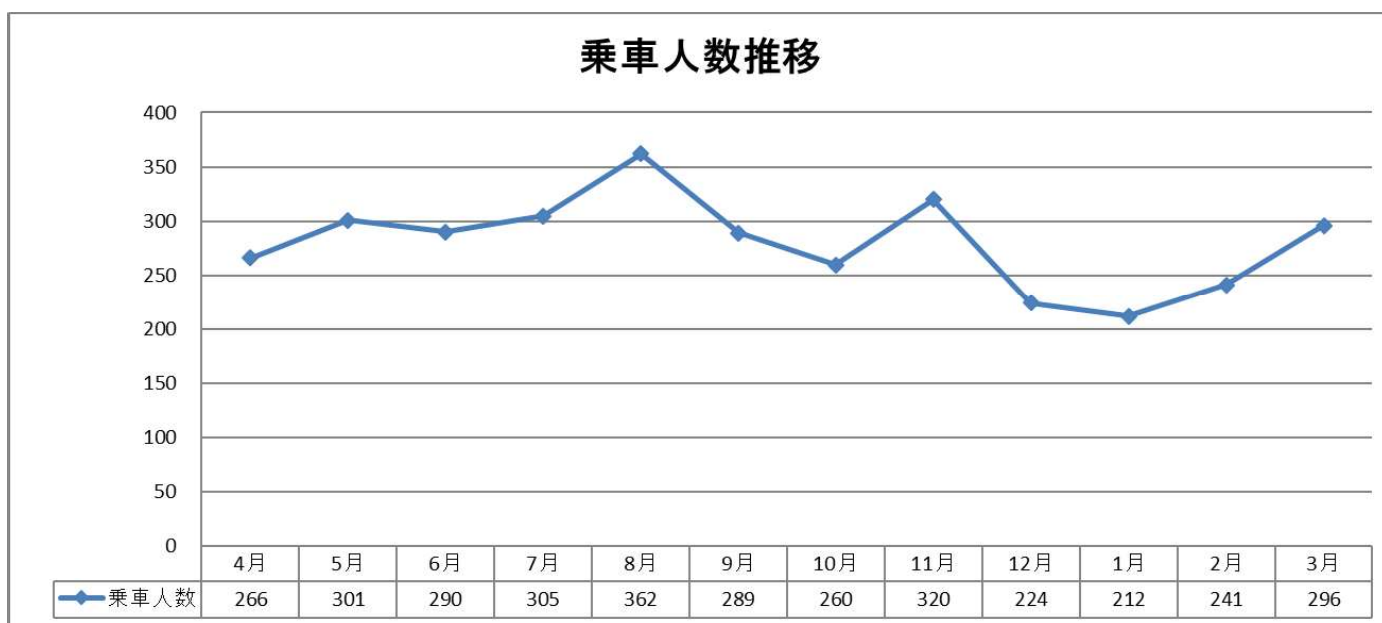
②道の駅つる線（路線バス）

- ・運行内容：路線定期運行
- ・運行本数：（県立リニア見学センター 行、都留文科大学前駅 行） 各4本／日
- ・運行経路
 （県立リニア見学センター 行）
 都留文科大学前駅－谷村町駅－都留市駅－都留市立病院前－健康科学大学前－禾生駅前
 －カインズ前－道の駅つる－県立リニア見学センター
 （都留文科大学前駅 行）
 県立リニア見学センター－道の駅つる－カインズ前－禾生駅前－健康科学大学前－都留市立病院前
 －都留市駅－谷村町駅－都留文科大学前駅
- ・運行日：毎日運行（年末・年始を除く）
- ・料金：大人片道 150 円～390 円（対キロ区間運賃適用）
- ・運行事業者：富士急バス株式会社

令和 5 年度運行状況

	令和 5 年度												合計
乗車人数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	266	301	290	305	362	289	260	320	224	212	241	296	3,366

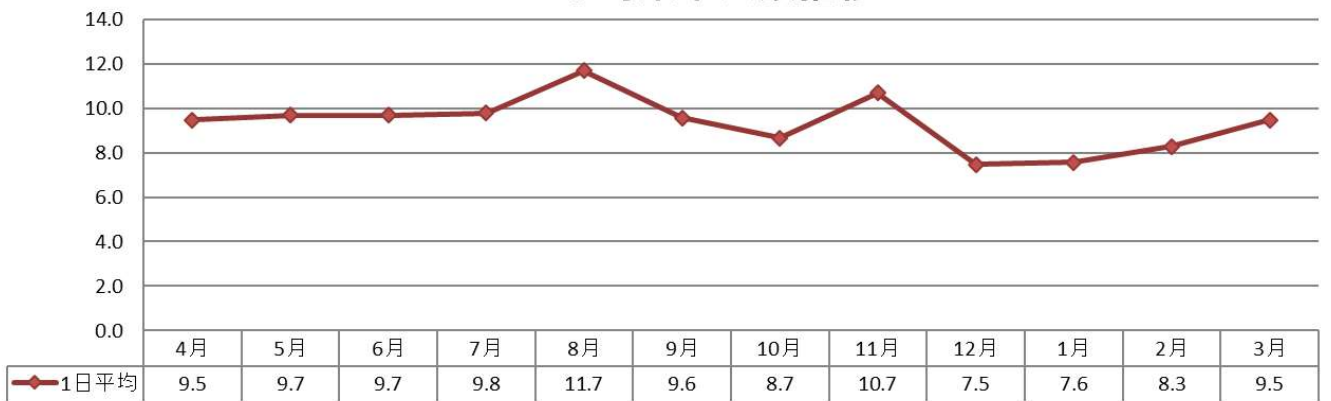
	令和 5 年度												合計
1 日平均	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	9.5	9.7	9.7	9.8	11.7	9.6	8.7	10.7	7.5	7.6	8.3	9.5	9.4
1 便平均	1.1	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	1.0	1.3	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
リニア見学センター行	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	0.8	1.2	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0
都留文科大学前駅行	1.3	1.4	1.3	1.3	1.6	1.3	1.3	1.4	1.0	0.9	1.0	1.3	1.3



1便平均乗車人数推移



1日平均乗車人数推移



道の駅つる線 年度別乗車人数



③予約型乗合タクシー（東桂線・盛里線）

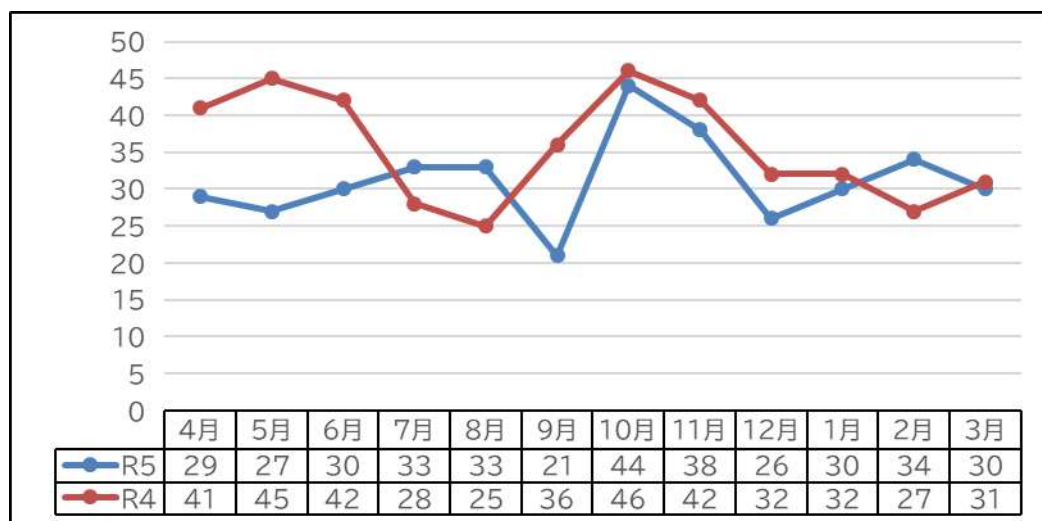
- ・運行内容：区域運行
- ・運行本数：（往路、復路）各 3 便／日
- ・運行経路：東桂地区（既存のバス路線及び境地区を含む）－市立病院
盛里地区（既存のバス路線及び大平地区を含む）－市立病院
- ・料金（一乗車）：大人（中学生以上）300 円、小人（小学生）150 円、乳幼児 無料
- ・運行日：毎日運行（年末・年始を除く）
- ・運行事業者：富士急山梨ハイヤー株式会社

運行実績

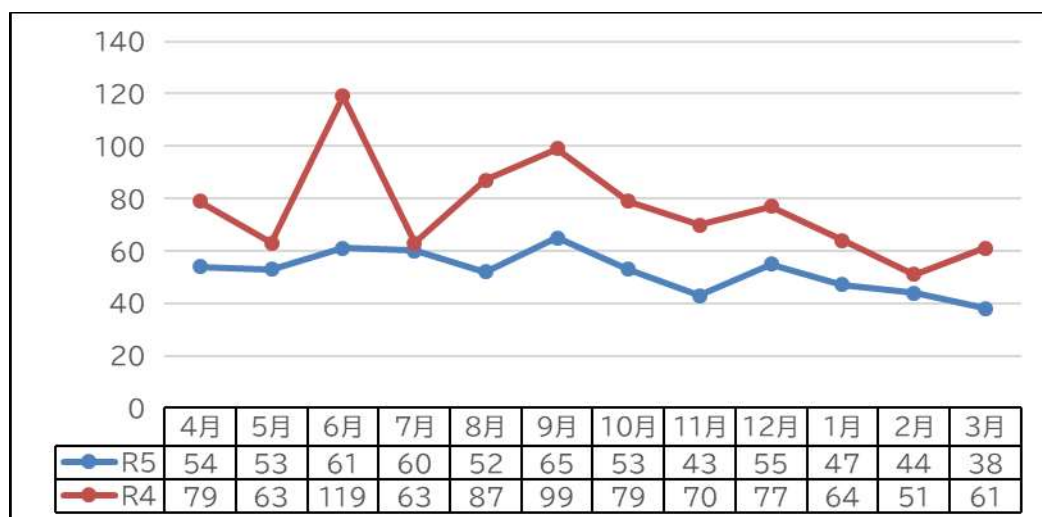
乗車人数	令和 5 年度												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
東桂	29	27	30	33	33	21	44	38	26	30	34	30	375
盛里	54	53	61	60	52	65	53	43	55	47	44	38	625

R4 年度実績 東桂線：427 人 、盛里線：912 人

月別乗車人数（東桂線）



月別乗車人数（盛里線）



月別 運行数・乗車人数・1 運行あたり乗車人数

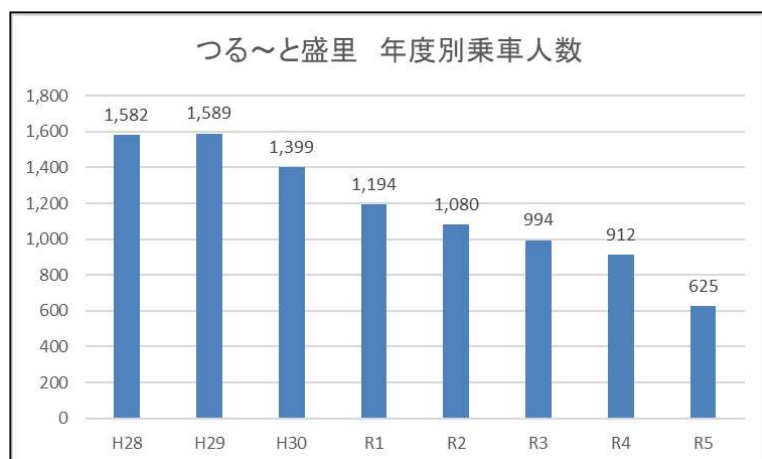
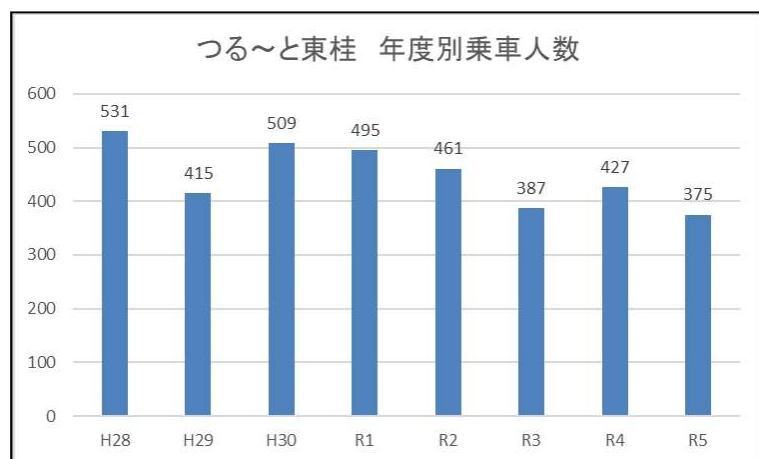
		令和 5 年度												
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
東 桂 線	運行数	27	22	23	28	28	18	37	33	23	29	28	27	26.9
	乗車人数	29	27	30	33	33	21	44	38	26	30	34	30	31.3
	乗車人数 (1 運行あたり)	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.2	1.1	1.2
盛 里 線	運行数	45	48	50	54	44	57	44	37	45	39	39	36	44.8
	乗車人数	54	53	61	60	52	65	53	43	55	47	44	38	52.1
	乗車人数 (1 運行あたり)	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2

※令和 4 年度実績 東桂線 運行数 27.0 乗車人数 35.6 1 運行あたり乗車人数 1.3
 盛里線 運行数 57.8 乗車人数 76.0 1 運行あたり乗車人数 1.3

便別乗車人数

		令和 5 年度												
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
東 桂 線	1 便（ガラススキー場入口発）	4	5	5	7	7	6	8	9	3	5	10	10	6.6
	2 便（病院発）	0	2	2	1	3	1	8	2	1	1	4	8	2.8
	3 便（ガラススキー場入口発）	13	11	13	9	8	8	11	12	11	7	8	5	9.7
	4 便（病院発）	6	6	3	7	2	5	7	5	5	5	9	4	5.3
	5 便（ガラススキー場入口発）	5	2	5	8	9	1	6	5	3	6	1	0	4.3
	6 便（病院発）	1	1	2	1	4	0	4	5	3	6	2	3	2.7
盛 里 線	1 便（曾雌東発）	12	15	10	10	8	8	5	5	7	3	9	5	8.1
	2 便（病院発）	2	4	5	2	4	5	2	4	1	1	3	1	2.8
	3 便（曾雌東発）	16	12	19	21	13	16	19	16	18	17	12	13	16
	4 便（病院発）	7	5	7	10	6	12	8	4	9	4	1	0	6.1
	5 便（曾雌東発）	10	6	10	11	12	16	6	3	11	12	8	10	9.6
	6 便（病院発）	7	11	10	6	9	8	13	11	9	10	11	9	9.5

年度別比較



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

都 公 発 第 1 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

都留市地域公共交通活性化協議会
山梨県都留市上谷 1－1－1
会 長 鬘櫛 美咲
(公 印 省 略)

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 日

都留市市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

都留市においては、市内中心部を運行し近隣市、首都圏を結ぶ鉄道（富士急行線）を軸に、市域内に路線バス、循環バス、予約型乗合タクシーにより構成される公共交通機関が整備されている。

これら公共交通については、近隣市及び首都圏への通勤・通学、車を運転できない高齢者が通院、買い物に利用する等、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少、自家用車の普及により、公共交通利用者は大幅な減少には至らないものの、減少傾向にあり、収支悪化による行政負担の増加等多くの課題が生じている。

現在、循環バス（平成24年8月）、予約型乗合タクシー（平成24年10月）をそれぞれ運行しており、利用者は主に高齢者などの交通弱者のリピーターが多く、核家族化により運転免許返納後に自力での移動が困難な高齢者の方の利用が多いことが予想できる。

については、当該地域住民の生活に不可欠な路線として、地域公共交通確保維持事業により、存続していくことが必要であるが、持続可能な交通サービスへの転換についても併せて検討を行っていく。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域の特性、実情に対応した移動手段の維持及び確保のため、効率的な運行体系の構築及び住民が利用しやすい環境の整備に向け以下の指標の実現を目指す。

- ①補助対象線利用者数を 23,000 人以上（直近年度実績：22,423 人）とする。
- ②循環バスの利用者数 9,500 人（直近年度実績：9,330 人）以上とする。
- ③予約型乗合タクシーの 1 台当たりの乗車数 1.3 人（直近年度実績：1.3 人）以上とする。
- ④1 人あたりの平均利用回数（総利用回数÷総人口）について、0.9 人以上を目指す。（直近年度：0.82 回）

- ① … 都留市地域公共交通計画 P21 参照
- ② … 都留市地域公共交通計画 P24 参照
- ③ … 都留市地域公共交通計画 P29 参照
- ④ … 都留市地域公共交通計画 P104 参照

(2) 事業の効果
地区の状況に応じた公共交通を維持、改善することにより、当該地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動手段の確保がなされる。 鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環線の構築による幹線、支線のネットワークの連携により効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 鉄道及びバスの時刻表の市内全戸配布 (作成：事業者、配布：都留市) ・ 予約型乗合タクシーの時刻表の市内該当地区への配布 (作成：都留市、配布：都留市) ・ 市内CATV、事業者、都留市、地域協働による利用促進番組作成 (都留市、事業者、CATV) ・ 公共交通利用促進のための出張講座 (都留市) ・ 公共交通未利用者に対する乗車体験、乗り方教室の実施 (事業者、都留市) ・ 新たな利用者の確保 (都留市、事業者)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、都留市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の内、路線ごとに補助割合を決めて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
以下のデータを収集・分析し評価を行う。 ・ 運行事業者からの運行実績 ・ 人口ピラミッド
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年6月28日 平成23年度 第1回会議

- ・現状の確認
- ・実証運行計画について

// 11月15日 平成23年度 第2回会議

- ・計画の骨子の検討
- ・アンケート調査内容の検討

平成24年1月11日 平成23年度 第3回会議

- ・実証運行実施結果の検証
- ・各種調査事業の実施とデータの分析
- ・計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1月)

// 1月31日 平成23年度 第4回会議

- ・都留市地域公共交通総合連携計画(素案)について
- ・都留市生活交通ネットワーク計画の策定について

// 2月27日 平成23年度 第5回会議

- ・計画(案)の承認 (H24~26年) (H24. 2月)

// 6月20日 平成24年度 第1回会議

- ・運行事業者の選定
- ・計画の決定

平成25年6月28日 平成25年度 第1回会議

- ・平成24年度地域公共交通確保維持事業にかかる事業評価
- ・都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について

平成26年2月13日 平成25年度 第2回会議

- ・消費増税に係る乗車料金について
- ・乗継割引制度について
- ・地域商店街との連携について

// 6月26日 平成26年度 第1回会議

- ・予約型乗合タクシーの運行形態の変更について
- ・平成27年度都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について

平成27年2月27日 平成26年度 第2回会議

- ・第1期都留市地域公共交通総合連携計画取組評価について
- ・新たな公共交通改善施策の方向性について

平成27年3月18日 平成26年度 第3回会議

- ・農林産物直売所及びリニア見学センターと市内観光拠点を結ぶ公共交通体系の導入について
- ・予約型乗合タクシーの運行路線の拡大について
- ・運行ダイヤの修正、車両及び停留所の名称変更について

// 6月24日 平成27年度 第1回会議

- ・第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）について
- ・予約型乗合タクシーの運行経路拡大について
- ・平成28年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

平成28年3月23日 平成27年度 第2回会議

- ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について

// 5月31日 平成28年度 第1回会議

- ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
- ・交通不便地域指定申請書について

// 3月23日 平成27年度 第2回会議

- ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について

// 5月31日 平成28年度 第1回会議

- ・道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
- ・交通不便地域指定申請書について

// 6月28日 平成28年度 第2回会議

- ・平成29年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

平成29年6月28日 平成29年度 第1回会議

- ・平成30年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

平成30年6月26日 平成30年度 第1回会議

- ・平成31年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

令和元年6月28日 令和元年度 第1回会議

- ・令和2年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

令和2年7月28日 令和2年度 第1回会議

- ・令和3年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について

令和3年6月28日 令和3年度 第1回会議

- ・令和4年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
- ・交通不便地域指定申請書について

令和4年6月27日 令和4年度 第1回会議

- ・令和5年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について（協議⇒承認を得る）

令和5年1月25日 令和5年度 第2回会議

- ・ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー・計画策定）の事業評価について
- ・ 都留市地域公共交通計画の策定に向けた各種調査結果について

令和5年6月25日 令和5年度 第1回会議

- ・ 都留市地域公共交通計画の策定に向けた各種調査結果について

令和6年1月 令和5年度 第2回会議（書面）

- ・ 都留市地域公共交通計画（素案）及び「都留市地域公共交通確保維持改善事業 令和5年度事業評価（案）」について

21. 利用者等の意見の反映状況

平成23年11月25日

路線バス利用者アンケート調査

〃 11月28日～12月16日

10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運行経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施

〃 11月28日

事業者ヒアリング調査

〃 12月5日～19日

市内公共交通に関する地域懇談会の開催（三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域）

平成24年1月13日

市内タクシー事業者アンケート調査

〃 2月6日～23日

パブリック・コメントの実施

〃 2月17日～22日

未来を拓く都留まちづくり会議の開催

平成25年9月2日～19日

東桂地域にて、利用者増加に向けた地元説明会を開催。予約型乗合タクシーの運行方法等に対する意見聴取

平成26年8月～9月

循環バス、予約型乗合タクシー利用者アンケートの実施

〃 10月17日

第6次都留市長期総合計画策定のための市民意識調査の中で公共交通再編方針に関するアンケートを実施

〃 11月6日

市民による事業評価・提案会（学生版）の実施により、公共交通活性化策につい

て市内大学生の提案を受けた

平成27年5月1日～29日

「第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施

平成29年9月～翌年2月

予約型乗合タクシーの利用促進に向け、対象地域（東桂・盛里）の利用者へ意見聴取

平成30年10月17日

第6次都留市長期総合中期基本計画策定のための市民意識調査実施

平成30年10月～翌年2月

予約型乗合タクシー路線延長（H30.10月～）に伴う地域住民への周知活動及び利用促進策の実施（お試し乗車券配布）

平成31年（令和元年）6月～翌年2月

高齢者の集まりの場でお試し乗車券を配布

令和2年2月20日

市内移住者を対象とした乗車体験を実施

令和3年7月14日

高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」を実施

令和4年9月14日

市内在住の2,000人（16歳以上の無作為抽出）へアンケート調査（外出状況について、公共交通の利用頻度・課題等について）を実施

〃 11月21日

都留文科大学学生との意見交換会を開催し、学生が日常の外出で困っていること、公共交通の改善に向けて意見交換した

〃 11月25日

地域公共交通作成に向け、予約型乗合タクシー事業者へ利用実態及び今後の課題等のヒアリングを行った

〃 12月6日

地域公共交通作成に向け、路線バス事業者へ利用実態及び今後の課題等のヒアリングを行った

令和5年12月25日～令和6年1月31日

AI デマンド交通「AI つる〜と」の実証運行についての利用登録者アンケートを実施した

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山梨県都留市上谷 1-1-1

(所 属) 都留市役所 地域環境課

(氏 名) 蛭間 悠太

(電 話) 0554-43-1111 (内線 174)

(e-mail) chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

都留市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
都留市地域公共交通計画 ８７ページ
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
都留市地域公共交通計画 ８８～８９ページ
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
都留市地域公共交通計画 ８８～８９ページ
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
都留市地域公共交通計画 １０４～１０６ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第１７条第１項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
都留市	富士急バス 株式会社	(1) 都留市循環線(左回り)	都留 市立 病院	芭蕉月 待ちの湯	都留 市駅	往18.3km 復 循環 km	362日	1086回			路線定期運行	②(2)	富士急行大月線:都 留市駅と接続	③
	富士急バス 株式会社	(2) 都留市循環線(右回り)	都留 市駅	芭蕉月 待ちの湯	都留 市立 病院	往18.3km 復 循環 km	362日	1086回			路線定期運行	②(2)	富士急行大月線:都 留市駅と接続	③
	富士急山梨 ハイヤー株式会社	(3) 東桂線		東桂・谷 村 地域		往 km 復 km	362日	400回			区域運行	②(2)	富士急行大月線:都 留市駅と接続	③
	富士急山梨 ハイヤー株式会社	(4) 盛里線		盛里・禾 生 地域		往 km 復 km	362日	900回			区域運行	②(1)	富士急行大月線:都 留市駅と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	都留市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	22,949
交通不便地域等	3,796

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,760	三吉地区	地方運輸局長の指定
893	東桂地区	地方運輸局長の指定
1,143	盛里地区	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
都留市地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7'リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)